

オンライン申請に関するご案内

オンライン申請ができる手続き

①道路使用許可の申請

道路使用許可のうち、定型的・反復継続して行うものを想定しており、

- 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のもの
例:恒例のお祭りなど（道路・店舗等の新設や大規模イベント等がないもの）
- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち
 - ・ 期間の延長
 - ・ 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の場所の変更

②道路使用許可の記載事項変更届

過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- ・ 申請者又は現場責任者の変更の届出
- ・ 申請者又は現場責任者の住所の変更届出

③道路使用許可証の再交付

道路使用許可を滅失、汚損または破損した場合

受付時間

警察庁のウェブサイト（警察行政手続サイト）より24時間いつでも申請が可能です。

ただし、オンラインによる申請の受理日は、申請データが到達した日の翌開庁日となります。

手続きのおもな流れ

- ①警察庁の警察行政手続サイトより申請を行います。
 - ②申請が警察署へ到達したら、申請先の警察署から連絡があります。
 - ③申請先の警察署の窓口で手数料の納付をして頂きます。※
 - ④交付予定日以降、申請先の警察署で許可証を受領します。
- ※申請内容によって、手数料が免除になる場合があります。

注意事項

- ・オンライン申請が到達したら、警察署より申請者に対して、連絡しますが、その際、申請内容に関して疑義内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。
- ・警察行政手続サイトに添付できるデータの上限は、3.5MBです。